

令和6年12月現在

**事業主の皆様へ** 労働関係の法制度を守ってください

*☆雇う者と働く者とのルールが、守られていますか*

**労働基準法　－労働条件の明示／労働時間・休日／残業と割増賃金等－**

【問合せ先：労働基準監督署】

□労働者を採用する際に、基本的な労働条件について文書などで明示していますか。

〔労働基準法第15条〕

≪書面の交付により明示すべき労働条件≫

①労働契約の期間

②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準

（通算契約期間又は有期労働契約の更新回数に上限がある場合は当該上限を含む）

③就業の場所、従事する業務内容（就業の場所、従事する業務の変更の範囲を含む）

④始業・終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項

⑤賃金の決定・計算・支払の方法、賃金の締切・支払の時期に関する事項

⑥退職に関する事項（解雇の事由を含む）

⑦無期転換申込みに関する事項並びに無期転換後の労働条件①③④⑤⑥

≪口頭による明示でもよい労働条件≫

　⑧昇給に関する事項

　⑨退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算・支払の方法、支払の時期に関する事項

　⑩臨時に支払われる賃金・賞与などに関する事項

　⑪労働者に負担させる食費・作業用品その他に関する事項

　⑫安全衛生に関する事項

　⑬職業訓練に関する事項

　⑭災害補償、業務外の傷病扶助に関する事項

　⑮表彰、制裁に関する事項

　⑯休職に関する事項

　⑰無期転換後の労働条件⑧～⑯

※⑦、⑰は無期転換権が発生する更新のタイミングごとに明示が必要です。

※⑨～⑯は使用者がこれらに関する定めをしない場合は、明示しなくてはならない項目とはされていませんが、労働契約の内容については、できる限り書面で確認しましょう。

※就業規則に当該労働者に該当する条件が具体的に規定されている場合は、当該労働者に適用される部分を明らかにしたうえで、就業規則を交付すれば、再度、同じ事項について、書面を交付する必要はありません。

※労働者が希望した場合には、(a)ファクシミリの送信、(b)電子メール等の送信（労働者が電子メール等　　　の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限ります。）により明示することも可能です。

□１日８時間、１週40時間の法定労働時間を守っていますか。 〔労働基準法第32条〕

　□時間外労働の上限時間を守っていますか。　〔労働基準法第36条〕

　　　☆働き方改革関連法「時間外労働の上限規制」

時間外労働は月45時間、年360時間を限度時間とし、「臨時的な特別の事情」がなければこれを超えることはできません。臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも、以下を守らなければなりません。

ア　時間外労働が年720時間以内

イ　時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満

ウ　時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」、「3か月平均」、「4か月平均」、「5か月平均」、「6か月平均」が全て1月当たり80時間以内

エ　時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月以内

□１週間に１日以上、又は４週間を通じて４日以上の法定休日を与えていますか。

 〔労働基準法第35条〕

　□労働時間が６時間を超える場合は45分以上、８時間を超える場合には1時間以上の休憩時間　　　　を労働時間の途中に与えていますか。　〔労働基準法34条〕

　□時間外・深夜・休日の労働に対する割増賃金を、きちんと支払っていますか。

≪割増賃金≫　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〔労働基準法第37条〕

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1. 時間外労働
 | 1. 休日労働
 | 1. 深夜労働
 |
| 月45時間以内 | 月45時間超～60時間以内 | 月60時間超 | 35％以上 | 25％以上 |
| 25％以上 | 25％を超える率（努力義務） | 50％以上 |
| 〔割増賃金の計算式〕通常賃金の1時間分の賃金×割増率×時間数 |

〔時間外労働又は休日労働が、深夜（午後10時～午前５時）に及ぶ場合〕①＋③又は②＋③

　　（注）・ 時間外又は法定休日に労働させる場合には、事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があ

る場合はその労働組合、過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と

労使協定（３６協定）を締結し、事前に所轄の労働基準監督署長に届け出る必要があります。

・ 労使協定を締結すれば、60時間を超える時間外労働については、割増賃金（25％を超える部分の支払に代えて、有給の休暇（代替休暇）を付与することができます。ただし、25％の割増賃金の支払は必要です。

　□年次有給休暇を付与していますか。〔労働基準法第39条〕

≪勤続年数と年次有給休暇の付与日数≫

１週間の所定労働時間30時間以上又は１週間の所定労働日数５日以上（年間217日以上）の労働者

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 勤続年数 | 6か月 | 1年6か月 | 2年6か月 | 3年6か月 | 4年6か月 | 5年6か月 | 6年6か月以上 |
| 付与日数 | 10日 | 11日 | 12日 | 14日 | 16日 | 18日 | 20日 |

※10日以上の有給休暇が付与される全ての労働者に対し、年５日、使用者が時季を指定して有給休暇を与える必要があります。☆働き方改革関連法「年5日の年次有給休暇の確実な取得」

１週間の所定労働時間30時間未満かつ１週間の所定労働日数４日以下（年間216日以下）の労働者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 週所定労働日数 | 1年間の所定労働日数 | 勤続勤務期間ごとの付与日数 |
| 6か月 | 1年6か月 | 2年6か月 | 3年6か月 | 4年6か月 | 5年6か月 | 6年6か月以上 |
| 4日 | 169～216日 | 7日 | 8日 | 9日 | 10日 | 12日 | 13日 | 15日 |
| 3日 | 121～168日 | 5日 | 6日 | 6日 | 8日 | 9日 | 10日 | 11日 |
| 2日 | 73～120日 | 3日 | 4日 | 4日 | 5日 | 6日 | 6日 | 7日 |
| 1日 | 48～72日 | 1日 | 2日 | 2日 | 2日 | 3日 | 3日 | 3日 |

　　※労使協定を締結すれば年５日を限度として時間単位で年次有給休暇を与えることができます。

□就業規則を作成、周知していますか。〔労働基準法第89条、第90条、第92条、第106条〕

常時10人以上の労働者を使用している事業場では、就業規則を作成し、事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者の意見書を添えて、所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません。就業規則を変更する場合も同様です。就業規則は労働基準法等の関係法令、労働協約に反してはなりません。

また、就業規則は常時見やすい場所に掲示、備え付けるなどして労働者に周知しなければなりません。

□年少者の労働基準を守っていますか。〔労働基準法第56条～第64条〕

　　　児童（満15歳に達した日以後の最初の３月31日までの者）を労働者として使用してはいけません。年少者（満18歳未満）を使用する場合は年齢証明書（住民票記載事項証明書）を備え付けておかねばならず、一定の場合を除き変形労働時間制の禁止、時間外及び休日労働の禁止、深夜業（午後10時～午前５時）の制限、危険有害業務の就業制限等があります。

　　　また、未成年者については、親権者等が代わって労働契約を締結すること等を禁止する規定があります。

□女性の労働基準を守っていますか。〔労働基準法第64条の2～第68条〕

　　　妊産婦等に関して、危険有害業務の就業制限、産前産後休業の付与、軽易業務への転換、変形労働時間制の適用制限、時間外・休日労働・深夜業の免除、育児時間の付与、生理休暇の付与等の規定があります。

**労働契約法**

　□労働契約法では、使用者と労働者の間で締結される労働契約に関する基本的な事項が定められています。

①労働契約の締結〔対等な立場での合意原則、契約内容をできるだけ書面で確認等〕

②労働契約の変更〔一方的に就業規則の変更により労働者に不利益な変更ができないこと等〕

③労働契約の継続・終了〔出向、懲戒、解雇の権利濫用は無効等〕

④有期労働契約期間中の解雇〔やむを得ない事由がある場合でなければ、期間満了前に解雇できない等〕

⑤有期労働契約の更新〔一定の場合には雇止め（※）は認められないこと。〕

　（※使用者が契約更新を拒否することで、雇用が終了することです。）

⑥無期転換ルール〔平成25年４月１日以降に開始した有期労働契約が反復更新されて通算５年を超えたときは、労働者（※）の申込みにより無期労働契約に転換できるルール〕

　（※契約社員やパート、アルバイトなどの名称に関係なく、原則として全ての有期雇用労働者が対象となります。）

【問合せ先：大阪労働局雇用環境・均等部指導課】

*☆最低賃金を守っていますか*

**最低賃金－これを下回る賃金で雇ってはいけません－**

□大阪府最低賃金を守っていますか。〔最低賃金法第４条〕

 最低賃金は、臨時・パート等を含む全ての労働者に適用されます。また、違反した場合には罰則があります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 時間額 | 発効年月日 |
| **大 阪 府 最 低 賃 金** | **１，１１４円** | **R6.10.1** |
| 特 定 最 低 賃 金 | 塗料製造業 | １，１２０円 | R6.12.1 |
| 鉄鋼業 | １，１２０円 | R6.12.1 |
| 非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業 | １，１１４円 | R6.10.1 |
| はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置，配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業，舶用機関製造業 | １，１２７円 | R6.12.1 |
| 電子部品･デバイス･電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 | １，１２７円 | R6.12.1 |
| 自動車・同附属品製造業 | １，１１９円 | R6.12.1 |
| 自動車小売業 | １，１１４円 | R6.10.1 |

※ 特定最低賃金の業種に該当する労働者には、「特定最低賃金」と「大阪府最低賃金」のいずれか高い方の金額が適用されます。

【問合せ先：大阪労働局労働基準部賃金課又は労働基準監督署】

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ☆いわゆる公共工事においては、工事費の積算は公共工事設計労務単価に基づく労務単価で積算　　しています。この点に十分留意し、建設労働者の適切な賃金の支払いについてご配慮願います。〔参考〕**公共工事設計労務単価（基準額）（大阪府分）令和６年３月から**１ 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。２ 本単価は、所定労働時間内８時間当たりの単価である。３ 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。４ 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費（法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。（例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。）５ 法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。 　　　　　　　　　　　　　 (単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職　種 | 単価 | 職　種 | 単価 | 職　種 | 単価 | 職　種 | 単価 |
| 特殊作業員 | **25,700** | 運転手(特殊） | **25,600** | 普通船員 | **24,800** | タイル工 | **－** |
| 普通作業員 | **21,800** | 運転手（一般） | **22,300** | 潜水士 | **38,200** | サッシ工 | **28,700** |
| 軽作業員 | **15,200** | 潜かん工 | **35,100** | 潜水連絡員 | **－** | 内装工 | **29,400** |
| 造園工 | **24,300** | 潜かん世話役 | **42,200** | 潜水送気員 | **29,700** | 屋根ふき工 | **－** |
| 法面工 | **29,000** | さく岩工 | **28,900** | 山林砂防工 | **26,400** | ガラス工 | **26,700** |
| とび工 | **28,000** | トンネル特殊工 | **42,500** | 軌道工 | **43,000** | 建具工 | **－** |
| 石工 | **－** | トンネル作業員 | **29,400** | 型わく工 | **30,000** | ダクト工 | **24,300** |
| ブロック工 | **－** | トンネル世話役 | **42,900** | 大工 | **26,400** | 保温工 | **26,500** |
| 電工 | **24,300** | 橋りょう特殊工 | **32,800** | 左官 | **27,100** | 設備機械工 | **26,100** |
| 鉄筋工 | **27,000** | 橋りょう塗装工 | **31,900** | 配管工 | **25,000** | 交通誘導警備員Ａ | **16,200** |
| 鉄骨工 | **25,900** | 橋りょう世話役 | **40,300** | はつり工 | **28,800** | 交通誘導警備員B | **14,000** |
| 塗装工 | **29,000** | 土木一般世話役 | **27,500** | 防水工 | **26,900** |  |  |
| 溶接工 | **29,200** | 高級船員 | **31,100** | 板金工 | **－** |  |  |

　　くわしくは、国土交通省ホームページ<https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00204.html>　をご覧ください。【問合せ先：国土交通省不動産･建設経済局建設市場整備課】 ℡03-5253-8111（内24863、24865） |

*☆労働保険・社会保険の手続きなどが、できていますか*

**労働保険－労災保険と雇用保険－**

□労働保険とは労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます。）と雇用保険とを総称

した言葉であり、保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の徴収等につい

ては、両保険は労働保険として、原則的に一体のものとして取り扱われています。労働保険

は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っていれば適用事業となり、事業主

は成立手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

【問合せ先：大阪労働局総務部労働保険適用・事務組合課、労働保険徴収課、管轄の労働基準監督署

又は事業主が加入する労働保険事務組合】

□新たに雇い入れた従業員の「雇用保険被保険者資格取得届」の手続きを済ませていますか。

（「31日以上の雇用見込み」と「１週間の所定労働時間が20時間以上であること」の条件を満たせば、事業主は手続が必要になります。但し、「日雇労働被保険者資格取得届」については、日雇労働者本人が手続をすることになっています。） 【問合せ先：管轄のハローワーク】

□日雇労働者を雇い入れている場合は、「日雇労働被保険者手帳」に雇用保険印紙を貼付・消印していますか。 【問合せ先：管轄のハローワーク】

**社会保険－健康保険と厚生年金保険－**

□健康保険料・社会保険料を毎月、納付していますか。

【問合せ先：全国健康保険協会大阪支部又は管轄の年金事務所】

□新たに雇い入れた従業員の「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」の手続を済ませていますか。 【問合せ先：管轄の年金事務所】

□日雇労働者を雇い入れている場合は、「日雇特例被保険者手帳」に健康保険印紙を貼付・消印していますか。 【問合せ先：管轄の年金事務所】

|  |
| --- |
| **労働保険・社会保険に加入すべき事業所／日雇労働者の定義****☆労働保険・社会保険に加入すべき事業所（強制適用事業所）は、次のとおりです。**〔労働保険〕一人でも雇えば加入しなければなりません。（農林水産の一部の事業は除きます。）〔社会保険〕全ての法人の事業所及び常時５人以上を雇用する個人事業所。（農林漁業、サービス業等の非適用業種は除きます。）**☆被保険者となる日雇労働者とは？****（雇用保険と健康保険における日雇労働者の定義は異なりますので、ご注意ください。）**〔雇用保険〕日々雇用される者、もしくは30日以内の期間を定めて雇用される者で、適用事業に雇用される等、一定の要件を満たす者【問合せ先：管轄のハローワーク】〔健康保険〕 ①日々雇用する者（１か月の期間を超えて同一事業所に引続き使用される者は除く） ②２か月以内の期間を定めて雇用される者 ③季節的業務に４か月以内の期間を定めて雇用される者 ④臨時的事業の事業所に６か月以内の期間を定めて雇用される者【問合せ先：全国健康保険協会大阪支部又は管轄の年金事務所】 |

*☆労働安全衛生・労働者福祉・労働組合との対応に配慮していますか*

**労働安全衛生－健康診断等－**

□雇入れ時及び１年以内ごとに１回、労働者に健康診断を受けさせていますか。

〔労働安全衛生法第66条第1項〕

□有害業務に従事する労働者に、特殊健康診断を受けさせていますか。

〔労働安全衛生法第66条第2項〕

　【問合せ先：労働基準監督署又は産業保健総合支援センター】

**労働組合－労働組合への加入・結成等は、労働者の正当な行為です－**

□労働組合に加入・結成すること等を理由に、労働者を解雇その他不利益な取扱いをすること、また労働組合との団体交渉を正当な理由なく拒否すること等は、不当労働行為として禁止されています。〔労働組合法第7条〕 　【問合せ先：大阪府労働相談センター】

**労働者福祉－中退共・建退共－**

□中小企業における人材の安定確保と従業員の意欲向上のために、「中小企業退職金共済制度」（中退共）への加入をお勧めします。 【問合せ先：中退共事業本部大阪コーナー】

□建設業の事業主には、「建設業退職金共済制度」（建退共）に加入することをお勧めします。

　大阪府では建設工事の発注に際して、建設業の請負者に建退共への加入をお願いしています。

【問合せ先：建退共大阪府支部】

*☆労働者派遣法などの労働関係法令や雇用に関する指針を守っていますか*

**労働者派遣法**

 □派遣労働者の労務管理

派遣労働者の労働契約、賃金、労働時間制度、休暇等については、原則として労働契約関係にある派遣元が責任を負いますが、労働時間管理、休憩の付与、災害防止措置等については、派遣労働者の保護の観点から、派遣先が責任を負うこととなっています。

　□労働者派遣と請負の区分

労働者派遣と請負とでは、安全衛生や労働時間管理等の事業主が負うべき責任が異なり、業務処理の実態（指揮命令関係等）に応じて派遣か請負かの区分を明確にし、適正な労務管理を行わなければなりません。いわゆる「偽装請負」は、労働者派遣法に違反します。

□派遣可能期間

①派遣先の同一の事業所における派遣労働者の受入れは３年を上限とし、それを超えて受け入れるためには過半数労働組合等からの意見聴取が必要とされ、意見があった場合には対応方針等の説明義務があります。

②派遣先の同一の組織単位（課）における同一の派遣労働者の受入れは３年が上限です。

　□労働契約申込みみなし制度

派遣先が一定の違法派遣を受け入れている場合、派遣先が派遣労働者に対して、その派遣労働者の派遣元における労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込み（直接雇用の申込み）をしたものとみなされます。

　□派遣労働者の同一労働同一賃金について

派遣元は以下の待遇決定方式により公正な待遇を確保する必要があります。

①派遣先均等・均衡方式…派遣先の通常の労働者との均等・均衡待遇

②労使協定方式…一定の要件を満たす労使協定による待遇

また、雇入れ時・派遣時に労働条件に関する事項の明示などの説明をする義務、派遣労働者の求めに応じて、通常の労働者等との間の待遇の相違の内容・理由、待遇決定に当たって考慮した事項などを説明する義務があります。

派遣先は、派遣労働者に対しても、教育訓練を実施する義務、福利厚生施設の利用機会を与える義務などがあります。

※ 派遣労働者の同一労働同一賃金に関する厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386_00001.html>

【問合せ先：大阪労働局需給調整事業部】

**男女雇用機会均等法**

□募集・採用、配置・昇進、教育訓練、福利厚生、定年・解雇等における性別による差別は禁止されています。

□間接差別については、次の措置について合理的な理由がない場合、禁止されています。

・募集又は採用に当たって、労働者の身長、体重又は体力を要件とすること。

・労働者の募集、採用、昇進、職種の変更をする際に当たって、転居を伴う転勤に応じることを要件とすること。

・昇進にあたり転勤の経験があることを要件とすること。

□婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いは禁止されており、特に、妊娠中・出産後１年以内の解雇は、事業主が、妊娠等が理由でないことを証明しない限り無効としています。

□妊娠中及び産後１年を経過していない労働者から母性健康管理に関する措置（検診等を受けるための時間の確保や医師の指導事項を守るための措置）について申出があった場合、事業主は必要な措置を講じなければなりません。

□職場におけるセクシュアルハラスメントや、妊娠・出産等に関するハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じなければなりません。

 【問合せ先：大阪労働局雇用環境・均等部指導課】

**育児・介護休業法**

□育児・介護休業法では、育児および家族の介護を行う労働者の仕事と家庭の両立を図るため、育児休業制度や介護休業制度を設けることが義務付けられている他、育児や家族の介護を行う労働者の支援措置を講ずることが定められています。主な制度については、以下のとおりです。

　①育児休業：原則として子が１歳に達するまで取得できる休業（２回に分割可能）

　　※保育所に入れない等の事情があれば子が１歳６か月または２歳になるまで取得可

　②産後パパ育休：産後休業を取得していない労働者につき、原則として出生後８週間以内に通算４

週間（28日）まで取得できる休業（まとめて申し出ることで２回に分割可能）

　③子の看護休暇：小学校就学の始期に達するまでの子の看護等のために取得できる休暇で、子１人

につき年５日、２人以上で年10日取得可（時間単位の取得可）

　④育児短時間勤務制度：３歳に満たない子を養育する労働者（１日の所定労働時間が６時間以下で

ある労働者を除く）に、一日の所定労働時間を原則として６時間とする措置を講ずる制度

　⑤介護休業：要介護状態の対象家族１人につき通算93日まで取得できる休業（３回に分割可能）

　⑥介護休暇：要介護状態の対象家族１人につき年５日、２人以上で年10日取得できる休暇（時間単

位の取得可）

　※③・⑥について、労使協定の締結による適用除外要件あり

□育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いは禁止されており、育児休業・介護休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上必要な措置を講じなければなりません。

□令和６年５月に育児・介護休業法が改正され、令和７年４月１日から二段階に分けて施行され

　ます。概要としては、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業

　の取得状況の公表義務にかかる対象の拡大、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度

　の強化となります。

【問合せ先：大阪労働局雇用環境・均等部指導課】

**労働施策総合推進法**

□労働施策総合推進法では、「職場におけるパワーハラスメント」を、「職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの３つの要素を全て満たすもの」と定めており、事業主はハラスメント防止のための雇用管理上必要な措置を講じなければなりません。

また、職場におけるパワーハラスメントのすべてを網羅するものではありませんが、代表的な言動の類型として、以下の６つがあげられています。個別の事案の状況等によって判断が異なることもありえますので、事業主の方は十分留意して、職場におけるパワーハラスメントに該当するか微妙なものも含め広く相談に対応するなど適切な対応が必要です。

（１）身体的な攻撃（暴行・傷害）

（２）精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）

（３）人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視）

（４）過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害）

（５）過小な要求（業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと）

（６）個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

【問合せ先：大阪労働局雇用環境・均等部指導課】

**パートタイム・有期雇用労働法**

□パートタイム・有期雇用労働法の対象である「短時間労働者（パートタイム労働者）」は、「１週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の１週間の所定労働時間に比べて短い労働者」、「有期雇用労働者」は「事業主と期間の定めのある雇用契約を締結している労働者」とされています。

パートタイム・有期雇用労働者を一人でも雇っている事業主の方は、

①雇い入れの際、労働条件を文書等で明示してください。（昇給の有無・退職手当の有無・賞与の有無・相談窓口についても明示が必要です。）

②パートタイム・有期雇用労働者の基本給・賞与その他の待遇について、職務内容、職務内容・配置の変更の範囲、その他の事情を考慮して、通常の労働者との間で不合理な待遇差を設けることは禁止されています。

③パートタイム・有期雇用労働者の基本給・賞与その他の待遇について、職務の内容、職務内容・配置の変更の範囲が通常の労働者と同じ場合、パートタイム・有期雇用労働者であることを理由に差別的に取り扱うことは禁止されています。

④パートタイム・有期雇用労働者の待遇（賃金・教育訓練）はその働きや貢献に応じて決定してください。

⑤パートタイム・有期雇用労働者から通常の労働者へ転換する手続きを整え、周知してください。

⑥雇い入れの際は雇用管理の改善措置の内容を、パートタイム・有期雇用労働者から求められた際は待遇の決定に当たって考慮した事項を説明してください。

 【問合せ先：大阪労働局雇用環境・均等部指導課】

**次世代育成支援対策推進法**

　□次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）では、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を作るために、国、地方公共団体、事業主、国民がそれぞれの立場で次世代育成支援対策を進めていくこととされています。

この次世代法に基づき、常時雇用する労働者が101人以上の事業主は、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局への届出を行うこと等が義務付けられています。

【問合せ先：大阪労働局雇用環境・均等部指導課】

**女性活躍推進法**

　□女性活躍推進法では、女性の職業生活における活躍が一層重要となっていることに鑑み、国、地方公共団体、事業主がそれぞれの立場で女性の職業生活における活躍の推進に取り組むこととされています。

この法律に基づき、常時雇用する労働者が101人以上の事業主は、自社の女性の活躍に関する分析等を行い、女性の職業生活における活躍を進めるため、数値目標を定めた「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局への届出を行うことや、自社の女性の活躍に関する情報公表を行うこと等が義務付けられています。

□301人以上の事業主は「男女の賃金の差異」の公表が義務付けられています。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【問合せ先：大阪労働局雇用環境・均等部指導課】

**障がい者雇用・高年齢者雇用**

□障害者雇用促進法では、障がい者の職業の安定を図るため、事業主に対し、法定雇用率に基づき一定数の障がい者を雇用することが義務付けられているとともに、差別の禁止と合理的配慮の提供義務が定められています。

□高年齢者雇用安定法では、定年の引上げ、継続雇用制度の導入、定年の廃止のいずれかにより65歳までの雇用確保措置を講じることが義務付けられています。

□65歳から70歳までの高年齢者就業確保措置（ア　70歳までの定年引上げ、イ　定年制の廃止、ウ　70歳までの継続雇用制度の導入、エ　70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入、オ　70歳まで継続的にa.かb.の事業に従事できる制度の導入（a.事業主が自ら実施する社会貢献事業、b.事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業）のいずれか）を講じることが事業主の努力義務となっています。

【問合せ先：大阪労働局職業安定部職業対策課】

□以下のいずれの要件にも該当する６５歳以上の労働者について、労働者本人からの申出を起点に高年齢被保険者として雇用保険に加入することが可能です。

1. 二以上の事業主の適用事業に雇用される６５歳以上の者
2. 一の事業主の適用事業における１週間の所定労働時間が２０時間未満
3. 二の事業主の適用事業における１週間の所定労働時間の合計が２０時間以上

(一の事業主の適用事業における１週間の所定労働時間は５時間以上必要)

【問合せ先：管轄のハローワーク】

**相談・お問合せ電話帳**

|  |
| --- |
| **大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）**常用労働者40人以上の民間事業主又は常用労働者36人以上の特殊法人及び独立行政法人等で、　**・大阪府と契約を締結した事業主****・大阪府の補助金の交付決定を受けた事業主****・大阪府の公の施設の指定管理者の指定を受けた事業主**の皆様は大阪府知事に**障がい者の雇用状況**を報告していただく必要があります。(条例第17条第1項) また、条例の対象となる事業主のうち**雇用障がい者数が法定雇用障がい者数を下回る事業主**は、2年以内に法定雇用障がい者数以上となるように**障がい者雇入れ計画**を作成し、大阪府知事に提出していただく必要があります。(条例第18条第1項)詳しくは、下記URLをご覧ください。（令和６年４月以降、法定雇用率が段階的に引き上げられます。）<https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syogaisyakoyo/kouhouchirashi.html>【問合せ先：大阪府商工労働部雇用推進室 就業促進課 障がい者雇用促進グループ】住所　〒540-0031　大阪市中央区北浜東３－１４　エル・おおさか本館11階電話　06-6360-9077・9078　　FAX　06-6360-9079 |

●大阪府労働相談センター

（大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課：大阪市中央区北浜東3-14　エル・おおさか本館10階）

□働く上で困ったことや、人事･労務管理上の問題について労使双方からの相談を面談、電話、オンライ

ンで行っています。お気軽にご相談ください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 相談窓口 | 所在地 | 利用時間 | 電話番号 |
| 労働相談センター | 大阪市中央区北浜東3-14府立労働センター（エル・おおさか）本館10階 | 【日常相談】月曜日から金曜日まで午前9時から午後6時まで（午後０時15分から午後1時を除く）【夜間相談】毎週木曜日：午後8時まで（祝日の場合は金曜日） | **◆**【労働相談】(夜間あり)06-6946-2600◆【セクハラ・女性相談】　06-6946-2601ご希望により女性相談員の対応も可能です。◆【専門相談（要予約）】(弁護士相談のみ夜間あり：第１・３木曜)〇弁護士・社会保険労務士による相談〇精神科医・臨床心理士・産業カウンセラーによるメンタルヘルス相談06-6946-2600までお問合せください。 |
| 大阪府テレワークサポートデスク | 大阪市中央区北浜東3-14府立労働センター（エル・おおさか）本館10階 | 月曜日から金曜日まで午前9時から午後6時まで（午後0時15分から午後1時を除く） | 【テレワークに関する相談】06-6946-2608 |

◆【オンライン相談】　府HP「オンライン労働相談予約システム」から相談日前日までにご予約下さい。

※1枠45分 1日6枠／午後5時30分までの受付

<https://viewer.kintoneapp.com/public/1e4967824dce9a4e7389edadecf392c1#/>

※オンライン相談の詳細は、お問い合せ頂くか下記ＱＲコードから参照ください。

詳細はこちら→

大阪府労働相談センター

◆【外国語相談】　英語、中国語、ベトナム語等13言語の通訳にて相談

※詳細については下記お問い合わせ先まで

◆【チャットボット労働相談】　　24時間、365日、6言語による労働相談が可能

・対応言語　　6言語（日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語）

・利用方法　　大阪府労働相談センターのホームページ

<https://roudou-soudan-center.pref.osaka.lg.jp/>にアクセスいただき、トップページの右下にあるチャットボットアイコンを押していただくか、以下URLまたはQRコードよりアクセスいただけます。

※日本語以外の言語でご利用いただく場合は、Webサイトの言語設定を各言語に設定してご利用ください。

<https://embed.chatbot.digital.ricoh.com/shokorodo/app/index.html>

【お問い合わせ】

電話番号：06－6946－2600

平日午前9時～12時15分　午後1時～午後6時まで

□職場の労働環境の改善に向けたアドバイスを行っています。

労働環境諸条件は複雑化しており、企業においては様々な取り組みが求められています。

このような中、大阪府では労働環境の改善に向けたアドバイスを行っています。

従業員がよりイキイキと働く、職場環境づくりをご提案し、貴社の魅力向上にご協力します。お気軽に御相談ください。（費用無料）



【お問い合わせ】

詳細はこちら→

　　 電話番号：06-6946-2605

大阪府労働相談センター

●労働関係法令・労働保険のお問合せ

|  |
| --- |
| **労働基準監督署** |
| 大阪中央 | （相談）06-7654-1176（監督）06-7669-8726（安衛）06-7669-8727（労災）06-7669-8728 | 淀　川 | （相談）06-7668-0037（監督）06-7668-0268 （安衛）06-7668-0269（労災）06-7668-0270 | 北大阪 | （相談）072-391-2953（監督）072-391-5825（安衛）072-391-5826（労災）072-391-5827 |
| 天　　　満 | （相談）06-7658-4564（監督）06-7713-2003（安衛）06-7713-2004（労災）06-7713-2005 | 東大阪 | （相談）06-7655-6431（監督）06-7713-2025（安衛）06-7713-2026（労災）06-7713-2027 | 泉大津 | （相談）0725-27-0898（監督・安衛）0725-27-1211（労災）0725-27-1212 |
| 大阪南 | （相談）06-7655-1115（監督）06-7688-5580（安衛）06-7688-5581（労災）06-7688-5582 | 岸和田 | （相談）072-449-8740（監督）072-498-1012（安衛）072-498-1013（労災）072-498-1014 | 茨木 | （相談）072-604-5491（監督）072-604-5308（安衛）072-604-5309（労災）072-604-5310 |
| 大阪西 | （相談）06-7664-3840（監督）06-7713-2021（安衛）06-7713-2022（労災）06-7713-2023 | 堺 | （相談）072-340-4038（監督）072-340-3829（安衛）072-340-3831（労災）072-340-3835 |  |  |
| 西野田 | （相談）06-7222-3013（監督・安衛）06-7669-8787（労災）06-7669-8788 | 羽曳野 | （相談）072-942-4520（監督・安衛）072-942-1308（労災）072-942-1309 |  |  |

|  |
| --- |
| **ハローワーク** |
| 梅田 | 06-6344-8609 | 布施 | 06-6782-4221 | 泉佐野 | 072-463-0565 |
| 大阪東 | 06-6942-4771 | 岸和田 | 072-431-5541 | 茨木 | 072-623-2551 |
| 大阪西 | 06-6582-5271 | 池田 | 072-751-2595 | 河内長野 | 0721-53-3081 |
| 阿倍野 | 06-4399-6007 | 泉大津 | 0725-32-5181 | 門真 | 06-6906-6831 |
| 淀川 | 06-6302-4771 | 藤井寺 | 072-955-2570 |  |  |
| 堺 | 072-238-8301 | 枚方 | 072-841-3363 |  |  |

●社会保険のお問合せ

|  |
| --- |
| **年金事務所** |
| 大手前 | 06-6271-7301 | 貝塚 | 072-431-1122 | 玉出 | 06-6682-3311 |
| 今里 | 06-6972-0161 | 難波 | 06-6633-1231 | 平野 | 06-6705-0331 |
| 天満 | 06-6356-5511 | 城東 | 06-6932-1161 | 八尾 | 072-996-7711 |
| 淀川 | 06-6305-1881 | 東大阪 | 06-6722-6001 | 豊中 | 06-6848-6831 |
| 福島 | 06-6458-1855 | 吹田 | 06-6821-2401 | 枚方 | 072-846-5011 |
| 堀江 | 06-6531-5241 | 守口 | 06-6992-3031 | 堺東 | 072-238-5101 |
| 天王寺 | 06-6772-7531 | 市岡 | 06-6571-5031 | 堺西 | 072-243-7900 |

|  |  |
| --- | --- |
| 全国健康保険協会大阪支部 | 06-7711-4300 |

●大阪労働局のお問合せ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 総務部 労働保険徴収課 | 06-4790-6330 | 職業安定部 職業対策課 | 06-4790-6310 |
| 同　 労働保険適用・事務組合課 | 06-4790-6340 | 同　　　　雇用保険課 | 06-4790-6320 |
| 雇用環境・均等部 指導課　　　　　　　　総合労働相談コーナー | 0120-939-00906-7660-0072 | 需給調整事業部 需給調整事業第１課  | 06-4790-6303 |
| 労働基準部　賃金課 | 06-6949-6502 | 需給調整事業部 需給調整事業第２課 | 06-4790-6319 |

●健康診断・職業病予防、労災防止策等のお問合せ

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **地域産業保健センター**

|  |  |
| --- | --- |
| 大阪産業保健総合支援センター | 06-6944-1191 |
| 大阪労働衛生総合センター | 06-6448-3464 |
| 大阪健康安全基盤研究所 | 06-6972-1321 |
| 大阪府こころの健康総合センター | 06-6691-2811 |
| 大阪労災病院治療就労両立支援センター | 072-252-3561 |

 |
| 大阪中央 | 080-6830-8248 | 岸和田 | 070-2199-1883 |
| 天満 | 070-2199-1884 | 堺 | 072-221-2330 |
| 大阪南 | 080-5455-9527 | 羽曳野 | 072‐971‐9007 |
| 大阪西 | 070-2199-1886 | 北大阪 | 072-846-2343 |
| 西野田 | 06‐6462‐4451 | 泉大津 | 080-5952-8520 |
| 淀　川 | 080-5952-8519 | 茨木 | 070-3631-0273 |
| 東大阪 | 06-6723-3450 |  |  |

●中退共・建退共のお問合せ

|  |  |
| --- | --- |
| 中小企業退職金共済（中退共）事業本部大阪コーナー | 06-6536-1851 |
| 建設業退職金共済（建退共）大阪府支部 | 06-6941-3650 |

大阪府労働環境課

（労働相談センター）